



常総市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき、令和3年6月7日付けで常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定の請求があり、同日これを受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を次のとおり告示する。

令和3年6月7日

常総市長 神 達 岳



- 1 常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 茨城県常総市豊岡町乙1112番地3  
氏 名 堀越 道男

住 所 茨城県常総市岡田463番地2  
氏 名 水野 昇

住 所 茨城県常総市本石下185番地  
氏 名 茂田 信三

住 所 茨城県常総市坂手町2150番地2  
氏 名 岡野 一男

住 所 茨城県常総市水海道諏訪町2802番地6  
氏 名 遠藤 章江

住 所 茨城県常総市平町448番地1  
氏 名 大澤 清

- 2 請求の要旨  
別紙のとおり

常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う  
住民投票条例（案）制定請求の要旨

常総市は、平成 26 年より「アグリサイエンスバレー構想」に基づき圏央道常総インターチェンジ周辺約 62ha において農作物の生産、流通、加工販売までの 6 次産業化を行うエリア開発を進めて来ました。

この過程において、一部地権者の離脱や、2015 年の常総水害等によって度重なる計画の変更があり、水害と市長の交代を機に計画予定地は 44ha に縮小され、農地エリアは 14ha に縮小、都市エリアは 30ha に拡大、また当初計画には存在しなかった道の駅計画が急浮上さらには道の駅予定地に隣接して競合する民間商業施設の建設が議会に示されました。

これに対し一部の議員が異議を唱え、詳細な説明や再検討を求めて来ましたが、全て決定事項として報告されるのみであり「議会は機能しているのか」と議会の存在を疑問視する声が市民から寄せられています。

道の駅建設には総額 16~18 億円を要し、まず戸田建設株式会社が所有するエリア内の土地 1.3 ha を 5 億 2 千万円（1 坪 13 万 2 千円）で購入することになります。完成に至るまでには 20 億円（年間予算の約 10%）近い予算が必要となります。市民からは

- ① 慢性的な財源不足の常総市において赤字覚悟で建設する必要があるのか
- ② 先の見えないコロナ禍で外出や観光も制限される中、道の駅は必要なのか
- ③ 維持管理費がかかる公共施設は必要ない
- ④ 民間商業施設だけで十分で競合する道の駅をつくる必要性を感じない

等、多くの反対意見が存在することは事実です。

市長は令和 2 年の市長選挙において「道の駅建設は 3 億円でできる。1 3 億円は国、県から引っ張ってくる予定。年間 100 万人~200 万人が来場する」との発言や SNS 等での発信がありました。その発言が道の駅を争点とした市長選挙の投票行動に大きく影響したと言わざるをえません。この発信が事実であることは、現在、発信した全ての内容を SNS 上から削除していることから明らかです。

住民投票条例が制定され、市民が道の駅の土地購入・建設の賛否について住民投票を行う意義の一つは、市民が道の駅についての正しい情報と認識を得られることです。

道の駅の土地購入・建設の可否は、常総市の今後の財政、市民の生活そして未来に大きく影響を及ぼす重大な決定となります。

だからこそ議会、議員のみによる決定ではなく、住民の意思を直接反映させることを目的として、地方自治法の本旨に基づき間接民主主義を補完する手段としての住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。